

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日(当日)に当たるときは、その翌日)

目次

◇告 示 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
 解除予定の保安林

- 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 土地の用途廃止
- 土地收用法による事業の認定
- 開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第九百二十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び地号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一六三七号	高 杉 健 太	昭和四十六年十月十一日
鳥国歯第三〇〇号	萩 原 道 弘	〃 〃 二十三日

鳥取県告示第九百三十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字別宮字暮見谷一〇の一、一一一、一一二、一一三、

大字野田字東谷東平五六六の二、字笹野谷五六七の九、大字倉坂字奥山次一東平一一四五の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市河来見字中ノ畑谷八二四、字須賀谷八一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字大父字美濃海九九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市大河内字心吉ノ平ル七九八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊防備

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百三十四号

昭和四十六年十月十八日付で船岡町長から申請のあつた土地改良(西谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十五号

昭和四十六年七月十日付で佐治村長から申請のあつた土地改良(尾際地

区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十六号

佐治村長から申請のあつた村管土地改良(河本地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百三十七号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良(富吉地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百三十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十一月十五日から用途廃止した。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(平方メートル)	用途
鳥取市田島字宮ノ下五二一ノ三番地先から同市田島字前田下通り式三一七ノ一番地先まで	五一・五一	道路敷
鳥取市松並町一丁目一七二番地先	四・二六	道路敷
鳥取市松並町一丁目一七三ノ一番地先から同市松並町一丁目一七二番地先まで	三七・二六	水路敷
鳥取市田島字宮ノ下五二一ノ六番地先	一〇・二〇	水路敷
鳥取市田島字前田下通り式三一七ノ四番地先	四・四八	水路敷

鳥取県告示第九百三十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市立中央公民館建設工事

三 起業地

1 収用の部分

鳥取県鳥取市西町二丁目地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市役所

鳥取県告示第九百四十号

次の開発区域について、開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字白浜

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取叶三〇六

いなば商事株式会社 代表取締役 用 中 志 郎

鳥取県告示第九百四十一号

次の開発区域について、開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字東金田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市車尾九三〇ノ一

鳥取ダイハツ販売株式会社 代表取締役 中 山 孝